

問1 取得（領域追加）を希望する免許状

特別支援学校の2種又は1種免許状について、授与又は領域追加のいずれを希望するのか該当するものを一つ選択してください。

問2 免許状に定めることを希望する領域

視覚、聴覚、知的、肢体、病弱の5領域のうち、免許状に定めることを希望する領域を一つ以上選択してください。（複数選択可。免許状には1～5領域までを定めることができます。）

問3 現在勤務している学校、学級の種類

該当するものを一つ選択してください。

問4 特別支援教育に関する科目（基礎理論）の単位修得状況

「特別支援教育の基礎理論に関する科目」の単位を既に修得しているか、該当するものを一つ選択してください。修得済み単位の科目等がわからない場合は、「学力に関する証明書」により確認してください。（県教委にお問合せいただいてもお答えできません。）

問5 特別支援教育に関する科目（視覚）の単位修得状況

「中心となる領域：視覚障害者」の単位を既に修得しているか、該当するものを一つ選択してください。修得済み単位の中心となる領域や科目等がわからない場合は、「学力に関する証明書」により確認してください。（県教委にお問合せいただいてもお答えできません。）

【例1】視覚障害者領域について、以下の「学力に関する証明書」に係る単位を修得している場合

学力に関する証明書

No. 1000
勤務学校名 ○○市立○○小学校
氏名 新潟 太郎
昭和60年1月1日 生

上記の者は、令和〇年度新潟県教育委員会教育職員免許法認定講習において下記科目の単位を修得したことを証明する。

免許法施行規則に定める科目区分等	開設科目（授業科目）	単位数	取得可能免許状の種類
特別支援教育に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 (中心となる領域：視覚障害者)	1単位	特別支援学校教諭1種免許状 特別支援学校教諭2種免許状
認定年月日	令和〇年10月4日		

令和〇年10月4日
新潟県教育委員会

(修得済み単位の内容：1単位)

中心となる領域：視覚障害者

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目



問5の「心理、生理及び病理に関する科目」のみ修得 を選択する。

【例2】 視覚障害者領域について、以下の2単位を修得している場合

(修得済み単位の内容：1単位)

中心となる領域：視覚障害者

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目

(修得済み単位の内容：1単位)

中心となる領域：視覚障害者

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

↓

問5の 両方の科目を修得している を選択する。

【例3】 視覚障害者領域について、以下の2単位を修得している場合

(修得済み単位の内容：2単位)

中心となる領域：視覚障害者

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

↓

問5の 両方の科目を修得している を選択する。

問6 特別支援教育に関する科目（聴覚）の単位修得状況

「中心となる領域：聴覚障害者」の単位を既に修得しているか、該当するものを一つ選択してください。修得済み単位の中心となる領域や科目等がわからない場合は、「学力に関する証明書」により確認してください。（県教委にお問合せいただいてもお答えできません。）

問7 特別支援教育に関する科目（知的）の単位修得状況

「中心となる領域：知的障害者」の単位を既に修得しているか、該当するものを一つ選択してください。修得済み単位の中心となる領域や科目等がわからない場合は、「学力に関する証明書」により確認してください。（県教委にお問合せいただいてもお答えできません。）

問8 特別支援教育に関する科目（肢体）の単位修得状況

「中心となる領域：肢体不自由者」の単位を既に修得しているか、該当するものを一つ選択してください。修得済み単位の中心となる領域や科目等がわからない場合は、「学力に関する証明書」により確認してください。（県教委にお問合せいただいてもお答えできません。）

問9 特別支援教育に関する科目（病弱）の単位修得状況

「中心となる領域：病弱者」の単位を既に修得しているか、該当するものを一つ選択してください。修得済み単位の中心となる領域や科目等がわからない場合は、「学力に関する証明書」により確認してください。（県教委にお問合せいただいてもお答えできません。）

問 10 特別支援教育に関する科目（重複・発達）の単位修得状況

「中心となる領域：重複・発達領域」の単位を既に修得しているか、該当するものを一つ選択してください。修得済み単位の中心となる領域や科目等がわからない場合は、「学力に関する証明書」により確認してください。（県教委にお問合せいただいてもお答えできません。）

※ 令和5年度以前に修得した「重複・LD等領域」の単位でも可。

【例4】 以下の2単位を修得している場合

（修得済み単位の内容：2単位）

中心となる領域：重複・発達領域

含む領域：視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者及び病弱者

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

↓

問 10（重複・発達領域）の 両方の科目を修得している を選択する。

問 11（含む5領域）の 両方の科目を修得している を選択する。

問 11 特別支援教育に関する科目（含む5領域）の単位修得状況

「含む領域：視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者及び病弱者」の単位を既に修得しているか、該当するものを一つ選択してください。修得済み単位の中心となる領域や科目等がわからない場合は、「学力に関する証明書」により確認してください。（県教委にお問合せいただいてもお答えできません。）